

規格番号	JIS G 3507-1・JIS G 3508-1・JIS G 3509-1
規格名称	冷間圧造用炭素鋼・ボロン鋼・合金鋼―第1部：線材
担当主査名	玉田 基
<p>1. 改正の背景・目的</p> <p>JIS 定期見直しとなることから、曖昧な規定及び理解しにくい表現を見直し、誤解の生じない、より分かりやすい規定とする観点から改正を行う。なお今回の改正にあたり、2019年の法令及びJIS Z 8301の改正内容を踏まえた規定内容とする。</p> <p>改正内容については、各規格群第2部を担当する線材製品協会と連携しながら、冷間圧造用線材 JIS 改正 WG で検討した。</p> <p>2. 改正ポイント</p> <p>1) 簡条3（用語及び定義：3規格とも）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・簡条を追加し、G 0201、G 0202 及び G 0203 によることを明確にする。 ・“鍛錬成型比”の定義を明確にする。 <p>2) 簡条4（種類の記号及び適用径：G3507-1, G3508-1）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・簡条名を“種類の記号及び適用径”とし、適用径は50 mm以下とすることを明確にする。（G3509-1は、径50 mm超えにも適用するため、適用径は規定しない。） <p>3) 簡条6（化学成分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表に“―”と記載している元素及び表に記載していない合金元素は、溶鋼を仕上げる目的以外に意図的に添加してはならないことを明確にする。（3規格とも） ・Crを表中に追加し、意図的に添加する場合があることを明確にする。Cu及びNiは不純物元素として上限を規定することを明確にする。（G3507-1, G3508-1） ・SWRCH8R及びSWRCH8AのCの下限値の規定を追加する。（G3507-1） ・文献及び製造実績を踏まえて、Bの上限値の規定を追加する。（G3508-1） <p>4) 簡条8（外観、寸法及びその許容差）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外観についての規定を、他の線材規格と同じ規定文に統一する。（3規格とも） ・リムド相当鋼のきずの深さについて、“径が32 mmを超える線材については、受渡当事者間の協定による。”ことを追加する。（G3507-1） <p>5) 簡条9（試験）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脱炭層深さ試験及び表面きず試験について、試験片は、コイルの片端（圧延の先端又は後端近傍に相当する位置）から採取し、圧延後又は圧延途中にコイルを分割する場合は、分割前のコイルの片端から採取することを明確にする。（3規格とも） ・焼入性試験について、試験片の採取は同一溶鋼単位とし、数は1個以上（注文者から特に指定のない限り、製造業者の判断による）とする。（G3508-1, G3509-1） ・非金属介在物試験について、JIS G0555の改正に伴い、引用簡条などを変更する。（3規格とも） <p>6) 簡条11（表示：3規格とも）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・項目の一部を省略してもよいが、製品識別が可能な範囲であることを明確にする。 ・寸法の表し方は、JIS G3191の4.2によることを明確にする。 <p>7) 簡条12（報告：3規格とも）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造者は、注文者から要求された場合、検査文書を注文者に提出しなければならないことを明確にする。 ・JIS G0415の改正に伴い、引用する検査文書の名称を変更する。 	

8) その他

- ・旧規格の附属書 JB の“焼入性のデータがない冷間圧造用ボロン鋼”（参考）は、内容が規定されておらず、また使用実績がないことから、削除する。（G3508-1）
- ・旧規格の附属書 JA の“焼入性を保証した鋼材の焼入性バンド”（規定）は、本文の箇条 7 で規定する。（G3509-1）
- ・旧規格の附属書 JB の“特別品質規定”（規定）のうち、“製品分析”及び“オーステナイト結晶粒度”は、それぞれ本文の箇条 6 及び箇条 7 で規定する。（G3509-1）

日本産業標準調査会：「産業標準案等審議・審査ガイドライン」に適合しているか否かの評価

「国家標準とすることの妥当性の判断基準」

1. 産業標準化の利点があると認める場合の項目（裏面参照）：ア、イ、エ
2. 産業標準化の欠点があると認める場合の項目（裏面参照）に該当しないことの確認 確認 未確認

「国が主体的に取り組む分野の判断基準」及び「市場適合性に関する判断基準」

3. 国が主体的に取り組む分野に該当している 又は 市場適合性を有している
4. 国が主体的に取り組む分野に該当する場合の項目（裏面参照）： 1
5. 市場適合性を有している場合の項目（裏面参照）：

1. 産業標準化の利点があると認める場合
ア. 品質の改善若しくは明確化、生産性の向上又は産業の合理化に寄与する。
イ. 取引の単純公正化又は使用若しくは消費の合理化に寄与する。
ウ. 相互理解の促進、互換性の確保に寄与する。
エ. 効率的な産業活動又は研究開発活動の基盤形成に特に寄与する。
オ. 技術の普及発達又は国際産業競争力強化に寄与する。
カ. 消費者保護、環境保全、安全確保、高齢者福祉その他社会的ニーズの充足に寄与する。
キ. 国際貿易の円滑化又は国際協力の促進に寄与する。
ク. 中小企業の振興に寄与する。
ケ. 基準認証分野等における規制緩和の推進に寄与する。
コ. その他、部会又は専門委員会が認める工業標準化の利点
2. 産業標準化の欠点があると認める場合
ア. 著しく用途が限定されるもの又は著しく限られた関係者間で生産若しくは取引されるものに係るものである。
イ. 技術の陳腐化、代替技術の開発、需要構造の変化等によってその利用が縮小しているか、又はその縮小が見込まれる。
ウ. 標準化すべき内容及び目的に照らし、必要十分な規定内容を含んでいない。また、含んでいる場合であっても、その規定内容が現在の知見からみて妥当な水準となっていない。
エ. 当該案の内容及び既存のJISとの間で著しい重複又は矛盾がある。
オ. 対応する国際規格が存在する場合又はその仕上がりが目前である場合であって、当該国際規格等との整合化について、適切な考慮が行われていない。
カ. 対応する国際規格が存在しない場合、当該JISの制定又は改正の輸入への悪影響について、適切な考慮が行われていない。
キ. 原案中に特許権等を含む場合であって、特許権者等による非差別的かつ合理的条件での実施許諾を得ることが明らかに困難である。
ク. 原案が海外規格 (ISO及びIECが制定した国際規格を除く) その他他者の著作物を基礎とした場合、著作権に関する著作権者との調整が行われていない。
ケ. 技術が未成熟等の理由で、JISとすることが新たな技術開発を著しく阻害する恐れがある。
コ. 強制法規技術基準・公共調達基準との関係について、適切な考慮が行われていない。
サ. 工業標準化法の趣旨に反すると認められるとき。
4. 国が主体的に取り組む分野に該当する場合
1. 基礎的・基盤的な分野
2. 消費者保護の観点から必要な分野
3. 強制法規技術基準、公共調達基準等に引用される規格
4. 国の関与する標準化戦略等に基づき国際規格提案を目的としている規格
5. 市場適合性を有している場合
1. 国際標準をJIS化するなどの場合
2. 関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できる場合、又は将来において新たな市場獲得が予想される場合
3. 民間における第三者認証制度に活用されることが明らかな場合
4. 各グループ [生産者等及び使用・消費者又はグループを特定しにくいJIS(単位、用語、製図、基本的試験方法等)にあっては中立者] の利便性の向上が図られる場合